

令和3年3月9日発信

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理などについて

I. HACCPの考え方を取り入れた衛生管理について

本年6月から義務化される食品衛生法の改正に基づくHACCPの考え方を取り入れた衛生管理に関して、一般社団法人全国青果卸売市場協会（全青協）主催のWeb担当者研修会が2月25日に、全国魚卸売市場連合会（全魚卸）主催のWeb担当者研修会が3月5日に、道内外の卸売業者が多数参加して開催されました。

研修会では、食品業界（フードチェーン）全体で取り組む食の安全管理の取組に関して農林水産省食料産業局食品製造課の大熊武食品企業行動室長から説明があり、その後、手引書を作成した公益財団法人食品流通合理化促進機構の青木秀則業務部長から、衛生管理の計画作成から実施、記録の作成・保管など手引書の内容についての詳細な説明が行われた後、質疑応答がありました。

このWeb研修会の説明資料（衛生管理計画（Word）、衛生管理の実施記録（Word）、品質衛生に関する苦情・事故対応記録（Excel）の様式も掲載しています）や、青果物卸売市場及び水産物卸売市場向けのHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書を、協会ホームページの〔卸売市場関係法令等〕に掲載していますのでご活用ください。

II. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律について

「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（水産流通適正化法）が令和2年12月11日に公布され、令和4年12月の施行に向けて、令和3年中に政省令の整備や対象水産物の指定などのルールを定める予定で作業が進められています。

この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するための措置を講ずることとして制定されました。

法律が施行されると、なまこ、あわびなどの特定第一種水産動植物等の採捕や取り扱う事業者の行政機関への届出や、取扱事業者間における漁獲番号等の伝達、取引記録の作成及び保存、輸出入時に国が発行する適法に採捕されたものである旨を証する適法漁獲等証明の添付といった義務付けなどが行われることとなります。

今後、北海道において協議会を組織して、制度の対象となる事業者等への説明会の開催などを通じた周知・普及啓発を行っていく予定になっています。

水産流通適正化法については、法律の概要等の法令関係資料、説明の動画や参考資料が、水産庁のホームページに掲載されており、トップページのキーワード内にある水産流通適正化法から進んでご覧いただけます。

Ⅲ. 新型コロナウイルスの感染予防対策の推進について

新型コロナウイルスの新規感染者数の減少ペースが鈍化傾向にあるなど、厳しい状況が続いていることから、感染リスクを回避するための行動の一層の徹底が求められています。

卸売市場の皆様には、農林水産省のホームページで公開されている「卸売市場における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」なども参考に、引き続き各施設の実情に応じた感染予防対策や従業員の感染予防・健康管理等の取組を推進していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染予防対策や支援の情報などが、国や北海道のホームページで公開されています。

(農林水産省ホーム > 注目情報 新型コロナウイルスについて)

(内閣官房ホーム > 新型コロナウイルス感染症対策)

(厚生労働省ホーム > 新型コロナウイルス感染症について)

(北海道ホーム > 新型コロナウイルス感染症に関する情報)